

東近江市立八日市寺小規模保育事業所 重要事項説明書

1 事業者の運営主体

事業者の名称	東近江市
事業者の所在地	滋賀県東近江市八日市緑町10番5号
事業者の連絡先	0748-24-1234
代表者氏名	東近江市長 小椋 正清

2 施設の概要

種 別	小規模保育事業所A型			
名 称	東近江市立八日市寺小規模保育事業所			
所 在 地	滋賀県東近江市寺町799番地			
電話番号・FAX	電話0748-22-2744 FAX050-5801-1317			
施設長氏名	大角 さとみ			
開設年月日	平成28年4月1日			
利用定員（年齢別）		0歳児	1歳児	2歳児
	3号定員	6人	6人	7人
取扱う保育事業	延長保育、相談			
事業所番号	2521310000016			

3 施設・設備の概要

敷地面積		2,571.61㎡		
園 舎	構 造	鉄骨造 平屋建て 延床面積		2,513.82㎡
	延床面積	2,513.82㎡		
	保 育 室	1室	111.47㎡	
	調 理 室	1室	14.88㎡	

	幼児用トイレ	1 個	2. 65 m ²
	医 務 室	1 室	9. 65 m ²
	事 務 室	1 室	9. 65 m ²
設 備 の 種 類		冷暖房等	
屋 外 遊 戯 場 （ 園 庭 ）		屋外遊戯場	557. 4 m ²

4 施設の目的、運営方針

目 的	子供の発達と生活リズムに寄り添い、少人数ならではのきめ細やかな関わりを通して、安心して過ごせる保育環境を提供することを目的とする。また、家庭や地域と協力し、子供の健全な育ちを支えとともに、子育て家庭の支援を行うことを目的とする。
運 営 方 針	・ 少人数の良さを生かし、家庭的で落ち着いた雰囲気の中で、子供が安心して過ごせる環境を整える。 ・ 子供の姿や発達を丁寧に把握し、ここのペースに合わせたきめ細やかな保育を行う。 ・ 日々の生活や遊びを大切にし、主体性・意欲・基本的生活習慣の育ちを支える。 ・ 子供の様子や成長を共有し、保護者の思いに寄り添った支援を行うとともに、家庭との連携を深める。 ・ 安全管理、衛生管理を徹底し、子供が安心して過ごせる環境づくりに努める。 ・ 地域に開かれた施設として地域の子育て家庭を支援し、地域社会との協力体制を築く。 ・ 研修、振り返りを通して保育者としての専門性を高め、質の高い保育を継続的に提供する。

5 提供する教育・保育の内容

ク ラ ス	年 齢 別 年 間 保 育 ・ 教 育 目 標
0 歳 児	・安全で快適な環境の中、一人一人の様々な欲求を満たし、保育者との応答的な関わりを通して人への信頼感の基礎を育む。
1 歳 児	・保育者との安心した関わりの中で、一人一人の欲求を十分に満たし、情緒の安定を図る。
2 歳 児	・安心できる保育者との関係のもとに、生活に必要な身の回りの簡単な事を自分でしようとする。
年 間 行 事	4 月 内科健診 5 月 尿検査、歯科健診 6 月 7 月 七夕の会 8 月 9 月 10月 親子交通安全教室 11月 12月 お楽しみ会 1 月 親子ふれあい活動 2 月 節分の会、入園説明会 3 月 お別れ会、ひなまつりの会

<クラス編成>

年 齢	ク ラ ス 名
0 歳 児	さくらんぼ
1 歳 児	いちご
2 歳 児	みかん

6 職員体制

職 種	人 数	職 務 内 容
施 設 長 （ 所 長 ）	1人	園管理運営の総括

主 任 保 育 士	1人	園管理運営の補佐、 子供の教育及び保育
保 育 士	7人	子供の教育及び保育
保 育 サ ポ ー タ ー	1人	子供の教育及び保育の補助
保 育 補 助	1人	子供の教育及び保育の補助
調 理 員	1人	食事の提供（業務委託）
労 務 員	1人	園舎及び備品の保全管理

7 教育・保育を提供する日

開 所 日	月曜日から土曜日（休所日を除く。） 土曜日は、わかば幼稚園で保育
休 所 日	・ 日曜日 ・ 国民の祝日に関する法律に規定する休日 ・ 12月29日から翌年1月3日まで ・ その他、市長が必要と認める日

8 教育・保育を提供する時間

(1) 開所時間

月曜日から土曜日まで	午前7時30分から午後6時30分まで
------------	--------------------

(2) 保育標準時間認定に関する保育時間（11時間）

月曜日から土曜日までの保育時間（11時間）	午前7時30分から午後6時30分まで
延長保育時間	午後4時30分から午後6時30分まで

(3) 保育短時間認定に関する保育時間（8時間）

月曜日から土曜日までの保育時間（8時間）	午前8時30分から午後4時30分まで
延長保育時間	朝 午前7時30分から午前8時30分まで 夕 午後4時30分から午後6時30分まで

9 利用料金

利用料（利用者負担）	入園のしおりに記載のとおり
------------	---------------

10 利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項

入園のしおりに記載のとおり

11 給食等の提供について

- ・ 児童には、自園で調理した給食を提供します。
- ・ 衛生管理マニュアル及び食物アレルギー対応マニュアルに基づき、安全安心な給食を提供します。
- ・ 園の食育計画に基づき、栄養士及び調理員と連携した食育に取り組みます。

12 健康診断について

原則、全園児を下記の回数で実施します。

- ・ 園児健康診断 2回
- ・ 歯科健診 1回
- ・ 尿検査 1回

13 感染症対策について

感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防のための衛生管理を適切に実施します。

- ・ 手洗い
- ・ 嘔吐物及び便の取扱い
- ・ 清掃
- ・ 換気
- ・ 調理（食品の取扱い）
- ・ 職員の衛生管理

14 緊急時における対応

教育・保育の提供中に子供の健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。また、園医又は子供の主治医に相談する等の措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当園が責任を持って、適切に対処しますので、あらかじめ御了承願います。

<近隣の緊急連絡先>

警 察 署	東近江警察署（0748-24-0110）
消 防 署	八日市消防署（0748-22-7610）
医 療 機 関	レイメイクリニック（0748-22-2220） 井田歯科医院（0748-22-5610）

15 非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

防 火 管 理 者	大角 さとみ
消 防 計 画 届 出 年 月 日	八日市消防署 令和7年4月30日
避 難 訓 練	火災5回、地震4回、水害1回、 防犯2回、総合1回
防 災 設 備	消火器、誘導灯、火災報知器、ガス漏れ報知器 非常警報装置
避 難 場 所	第一避難場所 園庭築山付近 第二避難場所 保護者駐車場
緊 急 時 の 連 絡 手 段	園メール、電話

16 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保 険 の 種 類	全国市長会学校災害賠償補償保険
保 険 の 内 容	学校賠償責任保険、学校災害補償保険
保 険 金 額	支払限度額 身体賠償 1人につき5,000万円 1事故につき5億円 財物賠償 1事故につき1,000万円 死亡・後遺障害補償 死亡 100万円 後遺障害 4%～100% 入院補償 入院日数に応じ1万円～5万円

17 業務の質の評価について

認定こども園の自己評価	実施方法：健康福祉サービス評価
-------------	-----------------

18 虐待防止のための措置

- ・職員間で情報共有
- ・関係機関へ相談や通告
- ・人権を尊重した保育の実践

19 守秘義務及び個人情報の取扱いに関する事項

- ・個人情報書類の管理
- ・個人情報の持ち出し厳禁
- ・個人情報の保護と守秘義務についての研修

20 苦情相談窓口

要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談・苦情受付担当者	猪田 富士子	主任保育士
相談・苦情解決責任者	大角 さとみ	所長
第 三 者 委 員	立石 正子	主任児童委員
	山田 滋	民生委員児童委員

受付方法 面接、電話、文書などの方法により、相談・苦情を受け付けています。また、玄関の入口に御意見箱を設置しています。

21 地域の子育て支援について

- ・子育て広場を年に2回開催